九州・山口アライアンス作成版

パートナーシップ宣誓制度実施要綱(例)

はじめに

1 九州山口アライアンスについて

私たちは、九州・山口に拠点を置く、複数のLGBTQ+支援団体からなる連絡会です。福岡エリアでは2016年頃より、「LGBTアライアンス福岡」としてLGBTQ+支援団体同士で情報交換やお互いの活動支援、共同企画や政策提言など、連携の実績を少しずつ積み重ねており、その連携の輪を九州・山口と広域に広げたのが「九州・山口アライアンス」です。隣接する地域同士、共通の課題に取り組むことで、LGBTQ+に関する権利保障や理解促進が進み、LGBTQ+当事者も含め誰もが暮らしやすい社会になることを目指しています。

2 本提案について

2015年、渋谷区と世田谷区においてスタートした、同性カップルを結婚に相当するパートナー関係であること を自治体として認める「パートナーシップ制度」は、現在までに全国100以上の自治体(基礎自治体及び府県)に おいて同様の制度が導入されており、地方自治体がパートナーシップを公的に認証することの重要性と意義も広く 認識され、LGBTQ+など性的少数者の人権保障と理解促進にもつながっています。

これまでにも自治体ごとの創意工夫により、利用者に寄り添う形で制度の整理が進み、認証するための要件や 認証により利用可能な制度はバラエティにあふれています。

本提案は、現時点における制度の到達状況を比較検討し、利用者にとってのメリットを考えながら、当アライア ンスとしてまとめたものです。パートナーシップ宣誓制度実施要綱(例)と解説編で構成しており、今後の導入や 改定を検討する自治体の取り組みを支援することを目的とした内容となっています。ご活用いただけますと幸いで す。 (趣旨)

第1条 この要綱は、(「(人権に関する計画や男女共同参画に関する計画)」などに基づく等しながら、各自治体なりのパートナーシップ制度を定める趣旨をお書きください。)パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)性的少数者 性的指向が異性愛かつ性自認が出生時に割り当てられた性別と一致している以外の者をいう。

(2)性的指向 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、又は向かないかを示す概念をいう。

(3)性自認 その人が自分自身の性別をどう思っているかに関する、ある程度持続的な自己意識(アイデンティ ティ)。

(4)パートナーシップ関係 一方又は双方が性的少数者である二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常 生活において、相互に協力し合うことを約した関係をいう。

(5)宣誓 パートナーシップ関係にある二人が、首長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことを いう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)民法に定める成年に達していること。

(2) 宣誓をしようとする二人の一方若しくは双方が自治体内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

2 民法(明治29年法律第89号)第734条ないし第736条の規定は、宣誓について準用する。ただし、共 に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたこと により当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣 誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて首長に提出するものとする。この場合にお いて、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと首長が認めるときは、 これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (宣誓日前3月以内発行したもの)

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類 (宣誓日前3月以内発行したもの)

ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるもの とする。 ア 外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者(宣誓予定者が翻訳をした場合にあっては、当該宣誓予定者)の氏名を記入したものに限る。

イアに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3)前2号に掲げるもののほか、首長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った二人の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1月以内に、本市に転入後 の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を首長に提出するものとする。

3 宣誓をしようとする者は、第1項の宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため、次に掲げる書類 (以下「本人確認書類」という。)のいずれかを首長に提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4)前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等で あって、首長が適当と認めるもの

(5)前各号に掲げるもののほか、首長が適当と認める書類

4 やむを得ない理由により宣誓をしようとする者のうち一方の立会いが困難であると首長が認めるときは、宣誓 者は委任状を作成し、第1項各号の規定による必要書類とともに提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 首長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしてい ると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第○号。以下「受領証」という。)又は パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第○号。以下「受領カード」という。)(以下受領証と受領カードを 「受領証等」という。)のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を 有していない二人が宣誓した場合においては、受領証等及び宣誓書の写しの交付は、第4条第2項に定める書類の 提出後とする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ず るもの。以下、戸籍に記載されている氏名及び外国人等の場合にこれに準ずるものを「戸籍等記載氏名」とい う。)の記載を宣誓者は選択できるものとし、宣誓者が戸籍等記載氏名の記載も希望する場合には、戸籍等記載氏 名を受領証等の裏面に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次の各号に掲げる理由により、再交付が必要と認められるときや宣誓者が再交付を希望するときは首長に対し、パートナーシップ宣誓書受領

証等再交付申請書兼届出事項変更届(様式第〇号。以下「再交付申請書兼届出事項変更届」という。)を提出する ことにより、受領証等の再交付を受けることができる。

- (1) 当該受領証等を紛失したとき
- (2) 当該受領証等を毀損、又は汚損したとき
- (3) 届出事項に変更があり、記載の変更を希望するとき
- (4)前3号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき

2 首長は、前項の規定により再交付申請書兼届出事項変更届の提出を受けたときは、受領証等を再交付するもの とする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第〇 号)に第6条の規定により交付を受けた受領証等を添えて首長に届け出るものとする。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本自治体外に転出した場合

2 宣誓者は、パートナーの一方が死亡した場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に第6条の規定に より交付を受けた受領証等を添えて首長に返還することができる。

(取消及び受領証等の返還)

第9条 首長は、宣誓書受領者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又 は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。 2 宣誓書受領者は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消された場合は、受領証等を返還しなけれ ばならない。

(他の地方自治体との連携協定)

第条 ※別紙「解説編」をご参照ください。

(住民及び事業者への周知)

第10条 首長は、住民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中 で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第11条 首長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、首長が別に定める。

附 則

この要綱は令和○年○月○日から施行する。

パートナーシップ宣誓制度ガイドラインへ賛同団体 (2022年01月31日時点)

【福岡県】

- ・NPO法人カラフルチェンジラボ
- ・NPO法人Rainbow Soup
- ・LGBTの家族と友人をつなぐ会in福岡
- ・LGBTとともに生きる弁護士の会 九州 (LALQ)
- ・gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 九州支部
- ・福岡コミュニティセンターHACO
- FRENS

【佐賀県】

・SOiGIEs(そいぎーず)

【長崎県】

・take it 虹

【熊本県】

・くまにじ

【大分県】

・レインボーネットワークおおいた

【宮崎県】

・LGBT交流会「Rainbow View MIYAZAKI」(レインボービュー宮崎)

【鹿児島県】

・レインボーポート向日葵

【山口県】

・レインボー山口